### 7. 創業支援等の拡充について

(1) 我が国農業は、小規模兼業の農家が多く、この農家戸数さえも一貫して減少している。 また、農業就業者の高齢化も進んでおり、後継者不足に直面している。

しかしながら、従来、手厚い国境措置や価格支持政策が維持されてきたために、抜本的な対策が講じられるまでには至らず、諸外国や我が国の他の産業分野に比べて構造改革が遅れているのが現状である。

このような危機的状況から脱し、生産性の大幅な向上と産業としての競争力を回復、強化していくためには、意欲と能力のある担い手に優良な農地を集約し限られた農地を効率的に利用するなどの構造改革を促進させると同時に、若く意欲のある者の就農や他産業からの農業参入をさらに促すなど、農業を活力ある産業と捉えて新規創業が積極化するような支援策を講ずる必要があると考えられる。

これを踏まえ、現在、農業への新規創業について、どのような措置を講じており、また、今後、新規創業を拡充させるべく、どのような措置を講ずるべきとお考えか、伺いたい。

## (答)

- 1 <u>今後とも効率的かつ安定的な農業経営を持続的に育成していくためには、農業内外からチャ</u>レンジ精神を持った新規就農者や企業等を迎え入れ、育成していくことが不可欠である。
- 2 このため、<u>新規就農者に対する支援策として、就農相談体制の構築、技術・経営研修の実施、</u> <u>就農支援資金の貸付、農地情報の提供など、就農形態や経営の発展段階に応じたきめ細かな対</u> 策を講じている。
- 3 また、<u>企業等の農業参入</u>に関しても、<u>平成16年度に新設法人(認定農業者に限る。)に対するアグリビジネス投資育成(株)の出資を可能</u>としたほか、<u>平成17年度に農地リース特区の全国展開を措置</u>したところであり、農業参入支援のための<u>相談窓口やホームページの開設、リーフレット作成配布</u>を行うとともに、<u>強い農業づくり交付金において参入企業等を交付対象</u>とする等の支援措置を講じている。
- 4 <u>平成19年度予算概算要求において</u>は、企業等の農業参入の円滑化及び参入法人の地域農業の担い手としての経営発展等を支援する観点から、<u>参入を希望する企業等への農地情報の提供等地域と企業等とのマッチングの推進、企業等に対する制度資金の融資などの支援策</u>を総合的にとりまとめた「企業参入支援総合対策」を要求しているところである。

### 7. 創業支援等の拡充について

(2)(1)のとおり新規創業を積極化させるためには、農業技術の習得、農業現場における人脈形成、また、農地情報の取得などの支援を充実させる必要があることから、現在、任意で行われている既存の農業者における受入研修を制度化し、創業意欲及び参入意欲のある者が研修を受けやすくし、かつ、研修を受入れる農業者の負担を軽減するような支援を行うべきと考えるが、見解を伺いたい。

### (答)

- 1 農業者の減少と高齢化の進行が見込まれる中、効率的かつ安定的な農業経営を持続的に育成していくためには、農業内外から新規就農者を確保・育成していくことが不可欠となっている。
- 2 このため、就農の際に必要となる「技術の習得」、「資金の手当」、「農地の確保」といった課題に対応しつつ、就農相談体制の構築、技術・経営研修の実施、無利子資金の貸付、農地情報の提供等就農形態や経営の発展段階に応じたきめ細かい対策を講じているところである。
- 3 新規就農者に対する研修についても、農林水産省において、
  - 1) 道府県農業大学校における学生を対象とした農業研修教育や、新規参入者等の経営の発展 段階に応じた多様な研修コースの設置、
  - 2) 他産業従事者が働きながら農業の基礎を習得できる就農準備校、
  - 3) 先進的な経営体での職場内の実践研修、
  - 4)入社前に一定期間派遣社員として働くことで、雇用就農の際の求人・求職のミスマッチを 解消する紹介予定派遣
  - 5) 新規就農者や、新規就農者を新たに雇用し研修等を通じた担い手の育成を行う農業法人等 を対象とした無利子資金の貸付

農業者における受入研修への支援を含む各種対策を実施している。

また、都道府県、市町村独自の農業者の受入研修への支援等各種研修も幅広く取り組まれており、国、都道府県、市町村の各段階で、農業内外を問わず様々な者を対象としたきめ細かな支援が実施されている。

更に、企業等の農業参入法人に対しても、普及指導センターによる濃密な農業生産技術・経営指導を実施し、安定的な経営発展を支援することを検討しているところである。

4 今後とも、様々な就農形態を踏まえ、農業内外から就農希望者を受入・育成していくための 支援に努めて参りたい。

# 7. 創業支援等の拡充について

(3) (1)のとおり新規創業を積極化させるためには、創業時に要する資金調達を支援するのも一つの策である。事実、中小企業の創業支援においては、政策金融においても、民間金融分野においても、様々な融資制度が用意されており、また、それを利用しやすい環境が整備されている。

現在、農協及び農林漁業金融公庫において、どのような創業支援融資がなされ、制度 化されているか、教示願いたい。また、今後、新規創業を拡充させるべく、どのような 創業支援融資の整備を図るべきとお考えか、伺いたい。

また、創業時等の資金調達を円滑化するためには、公的機関による充実した保証制度 の存在が重要であるが、現在、信用組合が農業信用基金協会の対象となっていないな ど、農協以外の銀行等民間金融機関が保証制度を利用するに当たって障害がある状況に ある。農業信用保証制度の利用対象を拡大することについての見解を伺いたい。

さらに、銀行等民間金融機関において、農業者に対する資金調達の支援を積極化させるためには、より公的保証制度を利用しやすくするなどの対応が必要と考えるが、見解を伺いたい。

### (答)

- 1 他産業から農業に新規参入する場合は、これまでも新たに就農しようとする青年等に対し就 農支援資金を、また認定農業者に対して、スーパーL資金(農林漁業金融公庫資金)、農業近 代化資金(農協等資金)の融資のほか、アグリビジネス投資育成(株)の出資の活用が可能と なっている。
- 2 さらに、平成19年度予算概算要求においては、農業内外からチャレンジ精神を持った企業 等を迎え入れ、育成していくため、農業経営実績がなくても、5年以内に認定農業者となる計 画を有する農業参入法人に対する融資が可能となるよう、経営体育成強化資金(農林漁業金融 公庫資金)及び農業近代化資金の貸付対象者の拡大を要求しているところである。
- 3 現在、農業信用保証制度は、農業者の利用実態に即して、農協の他にも銀行、信用金庫を広く対象としており、その保証利用に際して、特段の障害があるとは考えていない。一方、ご指摘の信用組合は、対象融資機関にはなっていないが、今後、信用組合における農業融資の実態等を把握した後、追加に向けた具体的スケジュールを検討したいと考えている。
- 4 また、県による利子補給を受けることのできる制度資金である農業近代化資金をはじめとして、各種制度資金は銀行・信金も融資可能であり、これらの資金は、農業信用基金協会の保証が利用できることから、今後もこの制度の活用を図っていただきたいと考えている。

### 7. 創業・事業拡大等への支援について

(4) 如何に優れた農業技術を保有し、今後の規模拡大に意欲のある農業者経営者であっても、これまでの農業が家族型経営を基礎として発展させてきたことから、中小企業と全く同様、顧客の開拓に要する営業力や情報収集力が不足している状況にある。特に、これまでの農業は、生産活動のみで経営を成り立たせてきたため、生産活動以降の管理・マーケティング・営業・販売活動に携わる機会を逸していたことから、今後、これらの活動の強化が必要であり、自立した農業経営者を育成・支援するためには、これらの活動への支援が必要と考えられる。

他方、中小企業政策においては、創業を支援し、また、企業連携やビジネスマッチングなどビジネス機会の提供を積極的に支援しており、さらには、中小企業の活動にかかる様々な助成や情報提供などを行っている。

今後、農業についても、他の業種と同様、経営者を育成・支援し産業力を強化させるために、創業支援の実施、ビジネス機会及び支援情報の提供が不可欠である。さらに、農業における生産活動以降のマーケティング・営業・販売活動を強化するためには、他業種との連携が不可欠である。

よって、このような農業経営者の支援を実施するにあたっては、これまでの中小企業政策が参考になると考えられることから、農林水産省独自で支援を実施するよりも、経済産業省中小企業政策部局と連携を図りながら支援を実施すべきであり、その方が、独自の支援策を整備するよりも早期に農業経営者への支援策の提供が可能となると考えるが、見解を伺いたい。

#### (答)

1 将来にわたる食料の安定供給と農業の持続的発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業 経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を早期に確立することが必要であり、そのためには、 農業経営者自らが、生産活動のみならず、加工・流通・販売活動等にも取り組むことによって 多様な経営展開を図り、需要に即した生産を行う経営感覚に優れた意欲と能力のある担い手と して発展していくことが重要となる。

また、個々の農業経営者や法人経営などがこうした多様な経営展開に取り組むに当たっては、個別経営体での取組に加え、他の農業生産法人や食品メーカーといった関連事業者等との連携による経営の多角化等に向けた取組も有効な手段となる。

2 このため、農林水産省としては、認定農業者等が多様な経営展開による経営の多角化・高度 化を図るために必要な、①マーケットリサーチ等による消費者や食品製造業者等のニーズの把 握・提供、②高付加価値作物の導入や特産品等の開発・加工への支援、③開発した商品を外食 産業等の食品産業関係者へと結び付けるための商談会の開催、④開発した商品の新たな販路を 開拓、⑤都道府県を超えた生産者と実需者の連携等の取組に必要な施設整備への支援等を行っ ているところである。

また、さらなる経営発展を目指す認定農業者等に対しては、直面する専門的かつ広範にわたる課題にも対応するため、民間ノウハウを活用した指導・助言、経営コーディネート等の経営支援等を行うことを検討しているところである。

- 3 また、経済産業省中小企業政策部局とは、従来から十分連携、協力を図っている。 例えば、
  - ① 事業分野の異なる中小企業者が連携することで新たな事業分野の開拓を図る観点から、中

小企業新事業活動促進法に基づき、農林水産省を含む事業所管省が経済産業省(中小企業庁)とともに、「異分野連携新事業分野開拓計画」(新連携計画)の認定を行い、当該認定を受けた中小企業者等は税制の優遇や補助金の交付等の措置を受けられるようにしていること

- ② 農業法人の福利厚生の充実を図り、農業経営の法人化を推進する観点から、小規模企業共済制度について、農業の経営を行う農事組合法人であって従業員数が20人以下であるものの役員を加入の対象に追加していること
- ③ 農林水産分野における新技術の事業化を促進する観点から、農林水産省の競争的研究資金 等を、中小企業庁のSBIR制度に基づく特定補助金等として登録することにより、中小企業者 等が当該補助金等によって開発した新技術を事業化する際に、成果における発明特許につい て特許料等の減免等の措置を受けられるようにしていること などが挙げられる。
- 4 今後とも、農業経営者の支援を実施するに当たっては、経済産業省中小企業政策部局とも連携を図りながら、効率的かつ安定的な農業経営の実現に資するよう、支援策を講じてまいりたい。